
資料編

- 資料1 アンケート調査結果
- 資料2 群馬の自然を未来に活かす県民ミーティング
- 資料3 ヒアリング調査
- 資料4 群馬県自然環境保全審議会自然環境部会名簿
- 資料5 群馬県生物多様性地域戦略検討委員会名簿
- 資料6 策定の経過
- 資料7 生物多様性基本法

資料1 アンケート調査結果

群馬県内における生物多様性に対する意識や取組状況、また、今後の県の施策に対する期待・意見を把握し、本戦略の策定に役立てるため、県民、事業者、環境関係団体に対するアンケート調査を実施しました。

それぞれの調査結果は以下のとおりです。

1-1 県民アンケート

1 調査概要

(1) 調査対象者

インターネット調査モニターに登録する15歳以上の群馬県在住者

(2) 調査方法

インターネット調査

(3) 実施期間

平成28年7月6日(水)から7月8日(金)

(4) 回収数

1,000名

※各地域の人口構成比を考慮して下記のとおり回収数を設定
(各地域の男女比は均等)

- | | |
|-------------|-------|
| ○中毛・西毛・東毛地域 | 各310名 |
| ○利根沼田地域 | 40名 |
| ○吾妻地域 | 30名 |

<地域区分>

- ・中毛地域： 前橋市、伊勢崎市、渋川市、北群馬郡、佐波郡
- ・西毛地域： 高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡
- ・東毛地域： 桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡
- ・利根沼田地域： 沼田市、利根郡
- ・吾妻地域： 吾妻郡

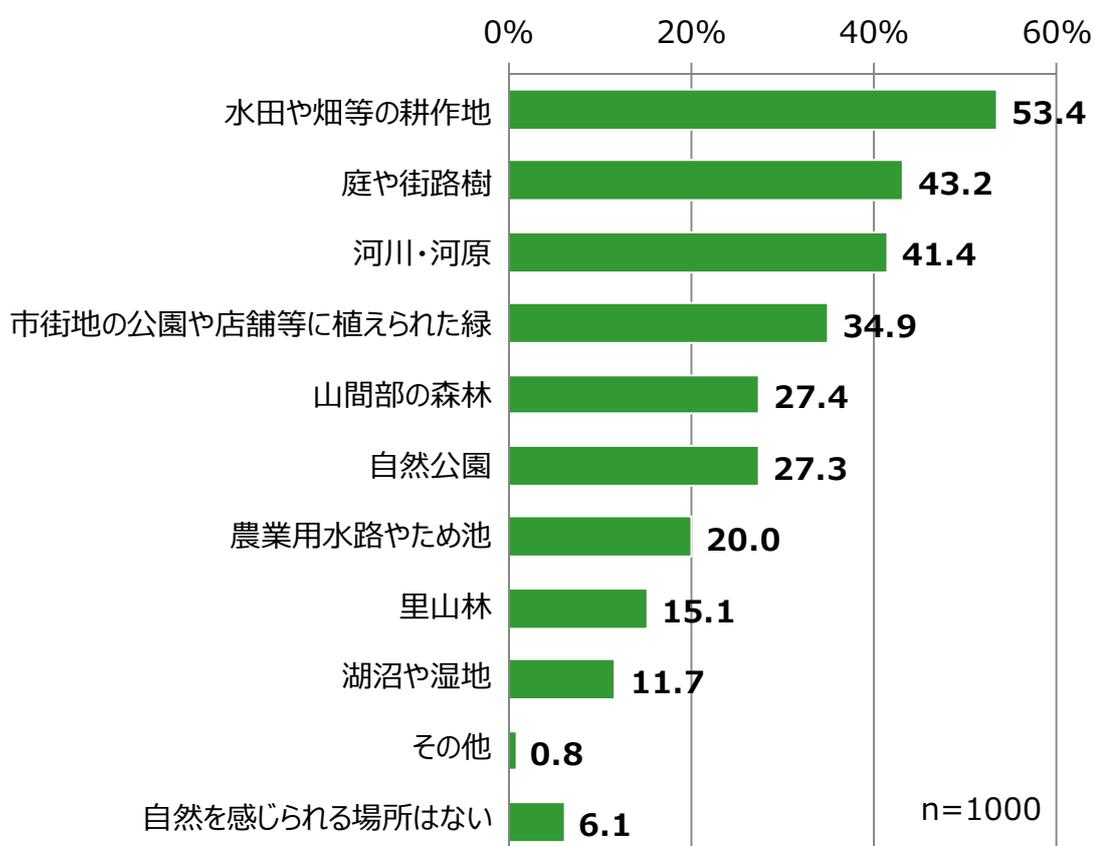


2 調査結果

(1) 自然を身近に感じられる場所（複数回答）

問: あなたがお住まいの地域で自然を身近に感じられる場所はどのような場所ですか。

自然を身近に感じられる場所としては、「水田や畑等の耕作地」が 53.4%で最も多く、次いで「庭や街路樹」(43.2%)、「河川・河原」(41.4%) でした。



(2) 地域の自然環境の減少

①地域の自然環境が少なくなっているか

問：あなたは、5、6年前と比べて、地域の自然環境が少なくなってきた、または損なわれてきていると思いますか。

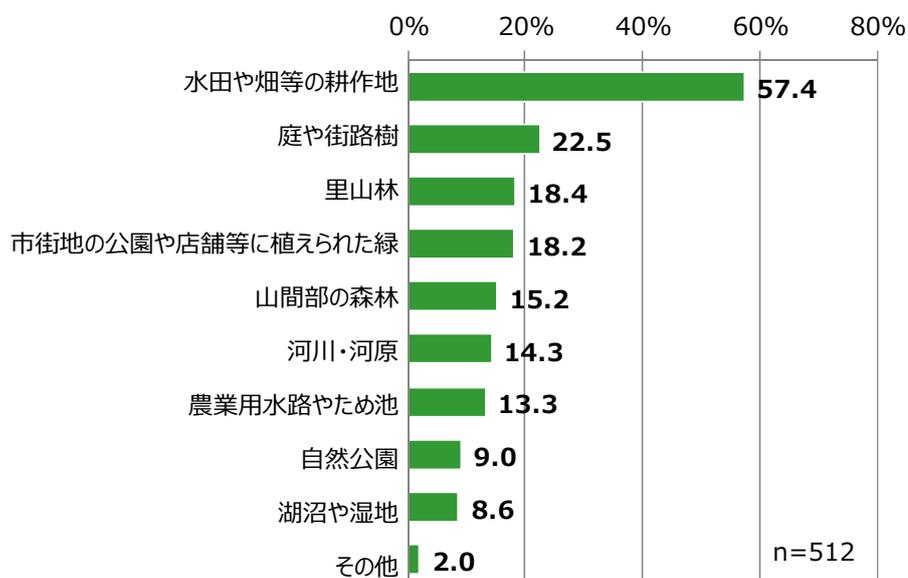
5、6年前と比べて地域の自然が少なくなっていると「思う」との回答は18.6%でした。ただし、「少し思う」を合わせると51.2%と過半数を占める結果になりました。「思わない」は3割強でした。



②特に少なくなっている自然環境（複数回答）

問：（「思う」「少し思う」の選択者へ）5、6年前と比べて、特に少なくなっている、または損なわれてきていると感じる自然環境を教えてください。

①で自然環境が少なくなっていると感じている回答者に、特に少なくなっていると感じる自然環境を尋ねたところ、「水田や畑等の耕作地」が最も多く、57.4%でした。



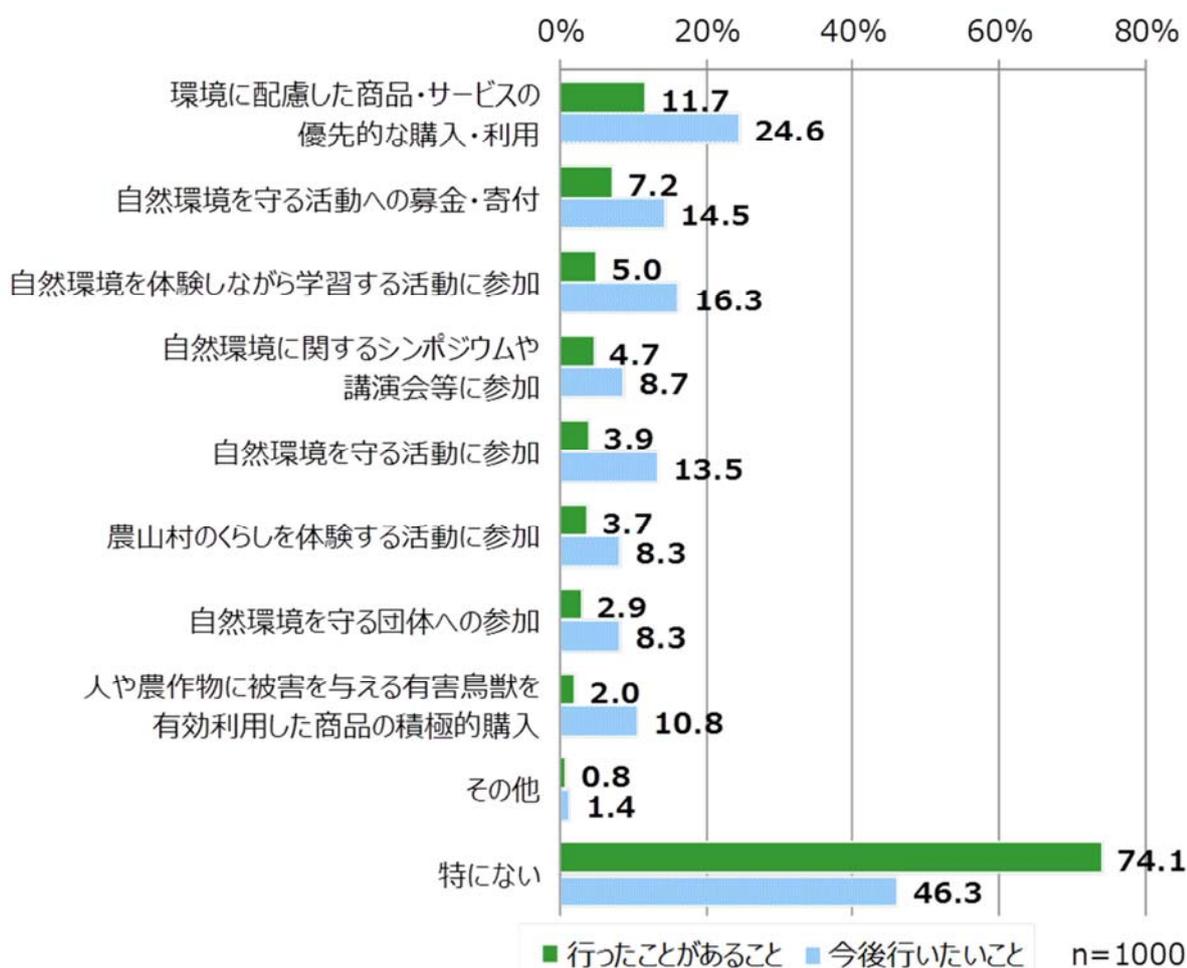
(3) 自然環境保全活動等の経験・意向（複数回答）

問：群馬県の自然環境の保全に貢献する活動・行動について、あなたが行っている・行ったことがあることをお知らせください。

問：群馬県の自然環境を守るために、あなたが今後行いたいと思うことを、それぞれお知らせください。

自然環境保全活動・行動のうち、行ったことがあることとしては、「環境に配慮した商品・サービスの優先的な購入・利用」が最も多く、11.7%でした。その他の活動・行動は1割に満たず、「特にない」が74.1%に上りました。

今後行いたいことについては、「環境に配慮した商品・サービスの優先的な購入・利用」が最も多く、24.6%でした。

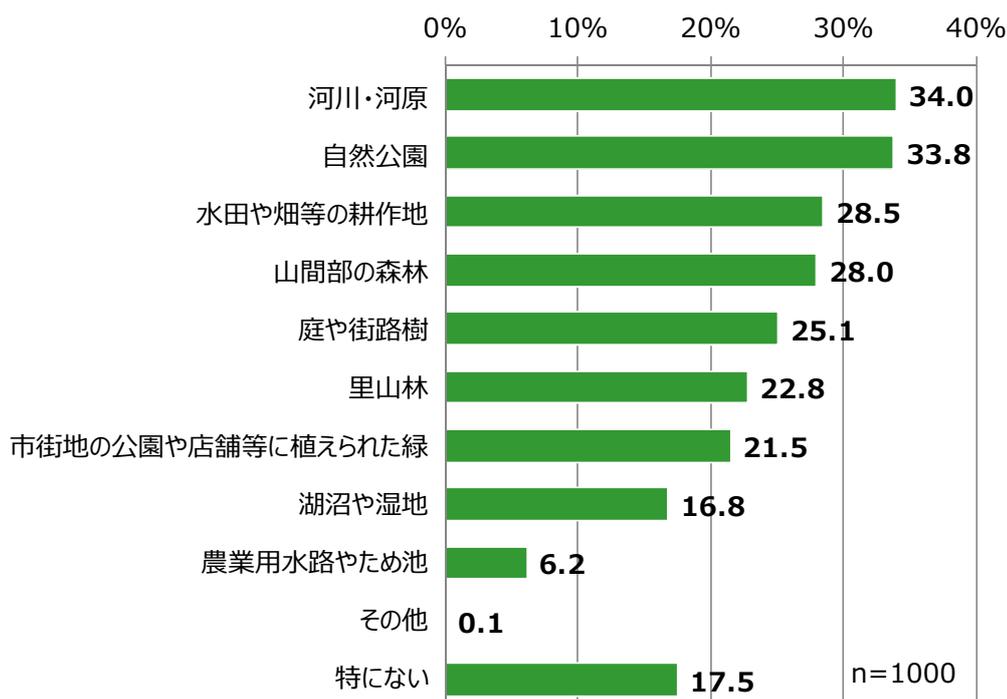


(4) 今後守りたい自然環境

①今後守りたい自然環境のタイプ（複数回答）

問：今後、積極的に守り、残していきたいと思う自然環境を3つまで教えてください。

今後守りたい自然環境としては、「河川・河原」(34.0%)、「自然公園」(33.8%)が3割を超えました。



②大切にしたい風景・動植物の具体例

問：①でお選びになった自然環境のうち、あなたが最も大事にしたいと思う風景やそこに生息・生育する動物・植物についてできるだけ具体的に教えてください。

前問の守りたい自然環境のタイプとして最も回答の多かった「河川・河原」については、川辺に降りられるような親水性や、アユなどの多様な川魚や水鳥が訪れるような状態を望む回答がありました。

河川・河原に次いで回答の多かった「自然公園」は、環境学習や子どもが安心して遊べる癒やしの場所として挙げられました。

「水田や畑等の耕作地」は、そこに生息・生育する野生動植物だけでなく、田園風景や農業文化を守りたいとの回答が寄せられました。

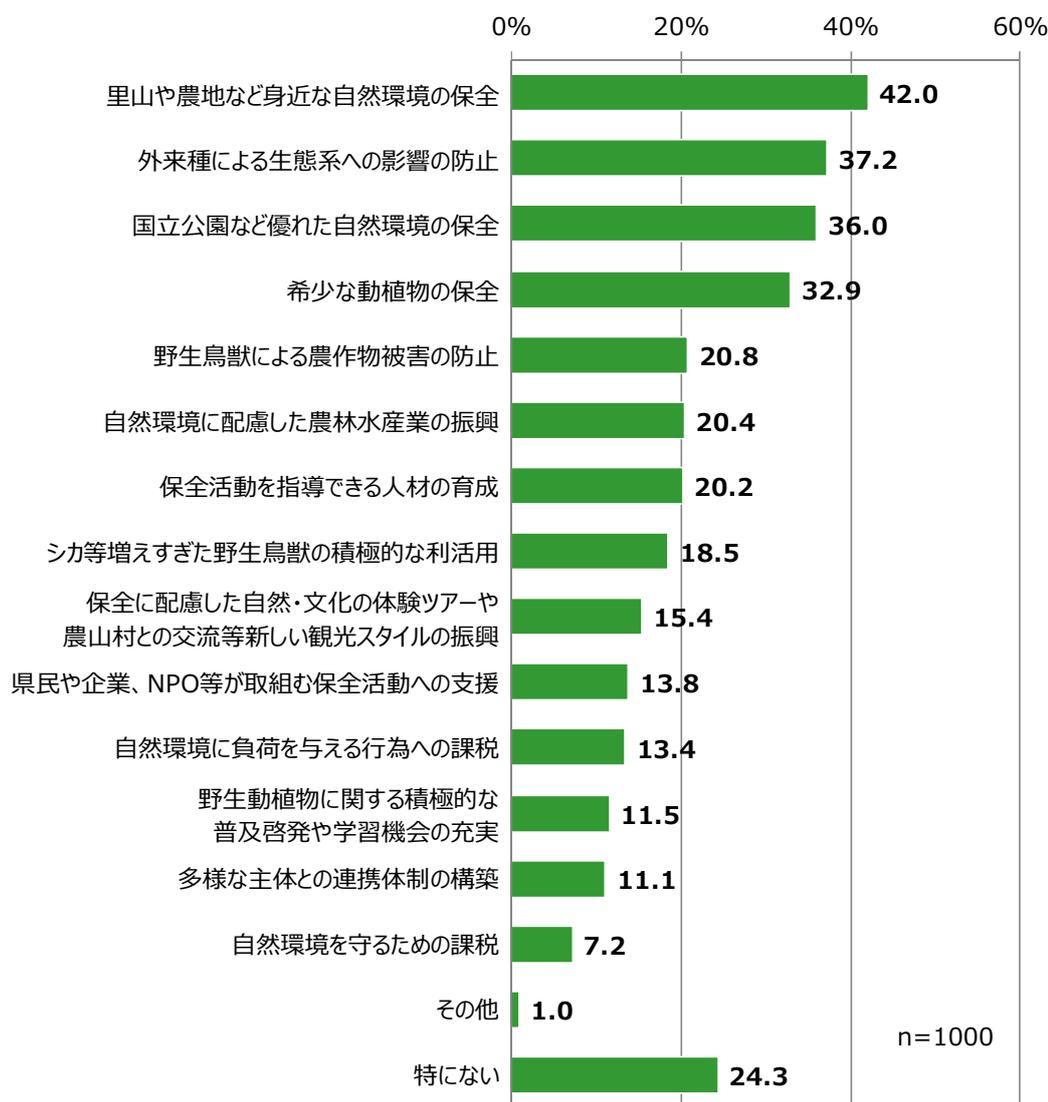
「山間部の森林」、「里山林」は、クマやイノシシなどの鳥獣害を減らし動物と共生するため、豊かな生息環境を維持したいとの意見がみられました。

「湖沼や湿地」は、尾瀬、ミズバショウが多く挙げられました。

(5) 県に期待する施策（複数回答）

問：群馬県の豊かな自然環境を未来に残していくために、県に期待する施策を以下の中からお選びください。

県に期待する施策としては、「里山や農地など身近な自然環境の保全」が 42.0%と最も多く、次いで、「外来種による生態系への影響の防止」(37.2%)、「国立公園など優れた自然環境の保全」(36.0%)、「希少な動植物の保全」(32.9%) という結果になりました。



(6) 野生動植物を守る商品・サービス

①利用意向

問：自然環境の保全に配慮しつつ地域の豊かな自然や文化を楽しむエコツーリズムや、生きものを守るための農法で栽培するなどの付加価値をもった農産物の販売など、経済活動と野生動植物の保全を組み合わせた取組が増えてきました。あなたは、群馬県においてこのような野生動植物を守る商品やサービスを利用したいと思いますか。

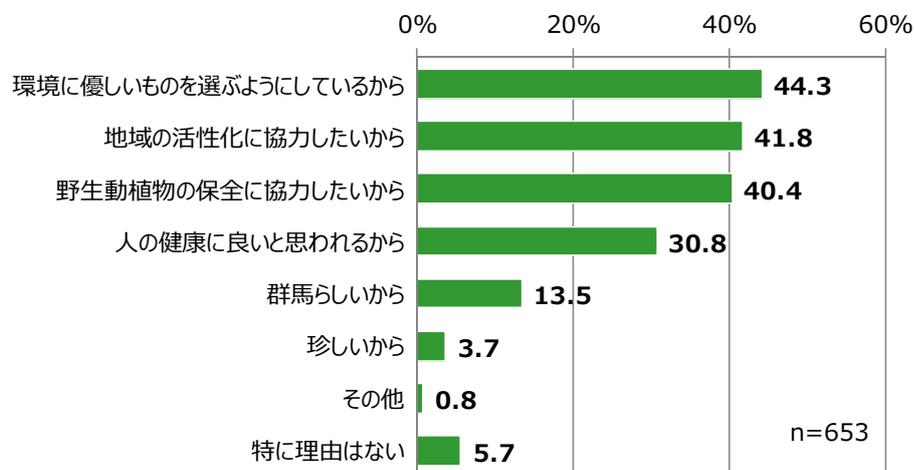
野生動植物を守る商品・サービスの利用意向は「ぜひ利用したい」(9.5%)、「利用したい」(55.8%)を合わせて65.3%でした。



②利用したい理由 (複数回答)

問：(①で「ぜひ利用したい」「利用したい」の選択者へ) そのようにお答えになった理由を教えてください。

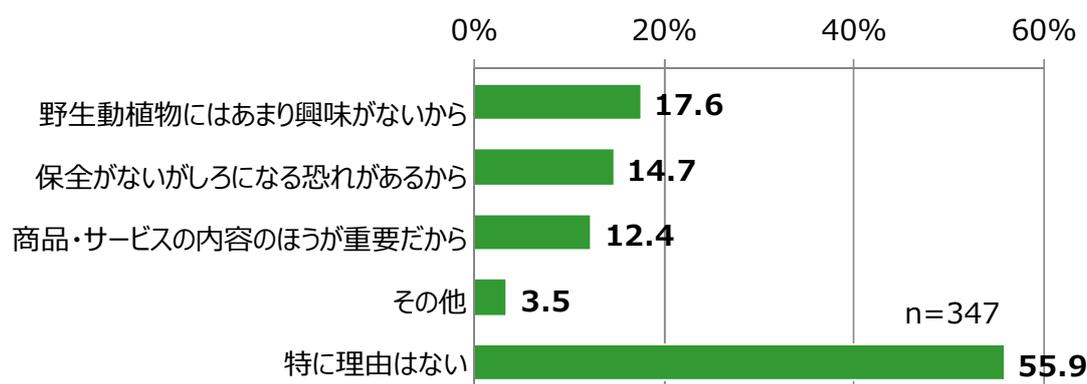
利用したい理由は「環境に優しいものを選ぶようにしているから」、「地域の活性化に協力したいから」、「野生動植物の保全に協力したいから」がいずれも40%を超えました。



③利用したくない理由（複数回答）

問：（①で「あまり利用したくない」「全く利用したくない」の選択者へ）そのようにお答えになった理由を教えてください。

利用したくない理由は「野生動植物にはあまり興味がないから」が最も多く、17.6%でした。「特に理由はない」は55.9%と半数を超えました。



(7) 県民が思う群馬県の宝

問：群馬県の豊かな自然は、重要な観光資源でもあり、まさに宝と言うべきものです。自然環境が育んだ食文化・産業も群馬県の宝と言えます。群馬県内にはまだ注目されていない宝があると考えられます。あなたが思う、地域や身の回りにある宝を教えてください。自然だけでなく、食べ物や伝統文化等、ジャンルは問いません。

群馬県の宝と思うものとして、農作物や食文化が多く挙げられました。例えば、伝統野菜とそれを栽培する人々が「地域の宝」であるという意見、麺類や焼きまんじゅうなど粉食文化が「地域の宝」であるという意見などが寄せられました。また、こうした農業と食の文化を体験するグリーン・ツーリズムなどに結び付け、地域活性化につなげてほしいという意見が寄せられました。

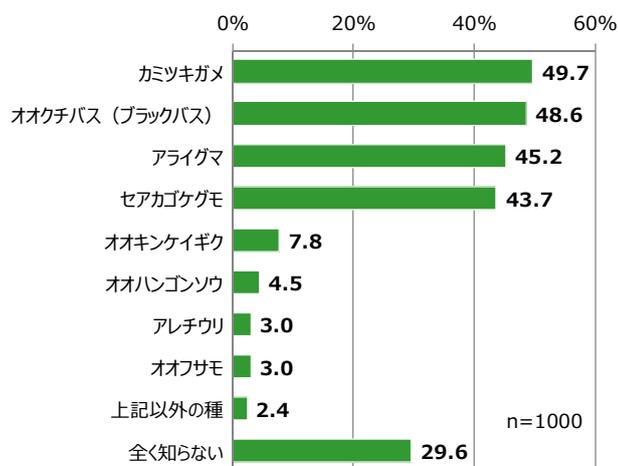
温泉やきれいな水が「地域の宝」として回答者も多く、温泉の知名度向上や、きれいでおいしい水が飲める地域が増えてほしいという意見が寄せられました。

自然環境を「地域の宝」として回答としては、山野草が豊富である、中山間地の環境は日本の原風景である、自然環境が多く残されていることなどが挙げられました。そして、豊かな自然を残し、環境学習に活かしてほしいという意見が寄せられました。

(8) 特定外来生物の認知（複数回答）

問：外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）により、生態系等へ被害を及ぼすおそれがある生物種は「特定外来生物」に指定されています。あなたは、どのような「特定外来生物」を知っていますか。
 ※「特定外来生物」に指定されていることを知らず、種名だけ知っている場合を除きます。

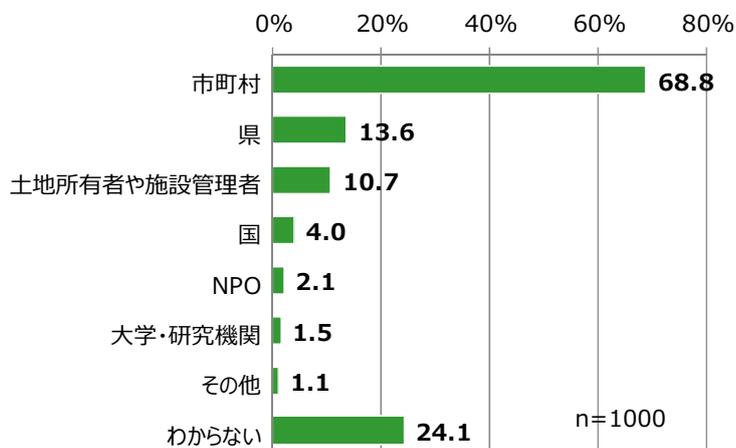
「カミツキガメ」、「オオクチバス（ブラックバス）」、「アライグマ」、「セアカゴケグモ」の動物種は、いずれも40%以上の認知率がありました。植物種についてはいずれも10%未満の認知率でした。



(9) 特定外来生物の駆除相談先（複数回答）

問：「特定外来生物」の拡大を防ぐためには駆除が必要です。もし、あなたが身近な場所で「特定外来生物」を見つけて、駆除を依頼しようと考えた場合、どこに相談しようと思いますか。

特定外来生物駆除の相談先としては、「市町村」が68.8%で最も多く、「県」は13.6%という結果になりました。



(10) 生物多様性ぐんま戦略への期待・意見

問：「生物多様性ぐんま戦略」へのご期待やご意見がありましたら、お知らせください。

「生物多様性ぐんま戦略」の着実な実施により、豊かな生物多様性の保全を行うとともに、知名度向上に活用することを期待する意見が挙げられました。

生物多様性の保全には中山間地の振興が大切であるとの指摘や、多くの人が無理なく日常的に実施できる取組への要望などが寄せられ、生物多様性の保全と経済活動の両立の重要性を指摘する意見が挙げられました。

生物多様性への取組を広げていくため、気軽に参加できるイベントの実施、小中学校などでの生物多様性に関する講義の開催、継続した取組が行えるよう人材育成などを望む意見が寄せられました。

外来種や野生鳥獣による被害の軽減を望む回答が寄せられる一方で、資源としての利用や、人との共存について検討してほしいという意見も寄せられました。

(11) 将来の群馬県の姿

問：こんな群馬県になってほしい、こんな群馬県に住みたいなど、将来の群馬県の姿について、イメージや夢などがありましたら、ご自由にお書きください。

自然や伝統を観光に活かし自然と都市が調和した県になってほしいという意見があり、本県の豊かな生物多様性を活かし、自然と人間が共存する快適な住環境づくりが期待されています。

群馬県の魅力度向上、知名度向上に対する期待が大きく、知名度が上がるような名産品を開発することにより本県の魅力向上につなげてほしいという意見が寄せられました。

また、高齢化が進み地域の活力が低下していることから働く世代が増えて地域が活性化する施策展開を希望する意見が寄せられました。

現在の群馬県は自家用車での移動が中心であり、自然を残したいと考える一方で、公共交通機関の発達を希望する意見が寄せられました。

また、今後更なる少子高齢化が想定される中で、コンパクトなまちづくりを進めて運転免許を持たなくても暮らしていける県を提案する意見も寄せられました。

1 - 2 事業者アンケート

1 調査概要

(1) 調査対象者

群馬県内に事業拠点を置く事業者 500 社を下記のとおり抽出

< 県内企業 >

群馬県内に本社を置く企業 450 社

東京商工リサーチの企業情報データベース「CD-Eyes」を元に無作為抽出

< 県外企業 >

県外に本社が所在し、群馬県内に事業所を持つ、上場企業 50 社

有価証券報告書データベース「eol」を元に無作為抽出

(2) 調査方法

郵送調査

(3) 実施期間

平成 28 年 7 月 4 日（月）から 7 月 29 日（金）

(4) 回収数

203 社（回収率 40.6%）

< 内訳 >

県内企業 194 社（回収率 43.1%）、県外企業 9 社（回収率 18.0%）

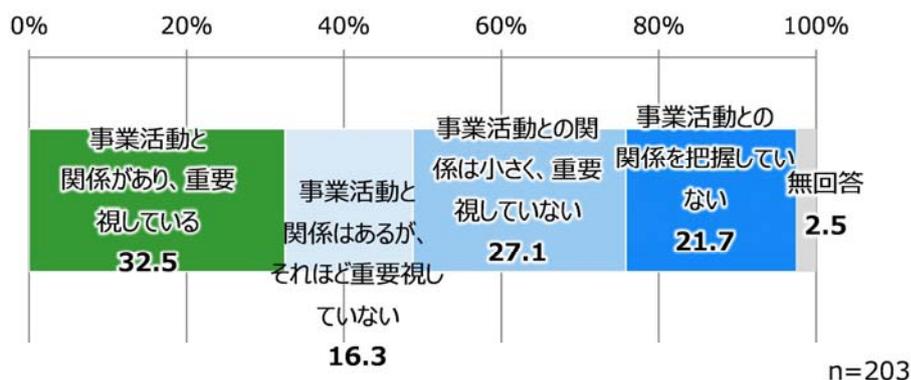


2 調査結果

(1) 事業活動と生物多様性の関わり

問：貴社では、貴社の事業活動と生物多様性の関係や、生物多様性の重要性についてどう思われますか。

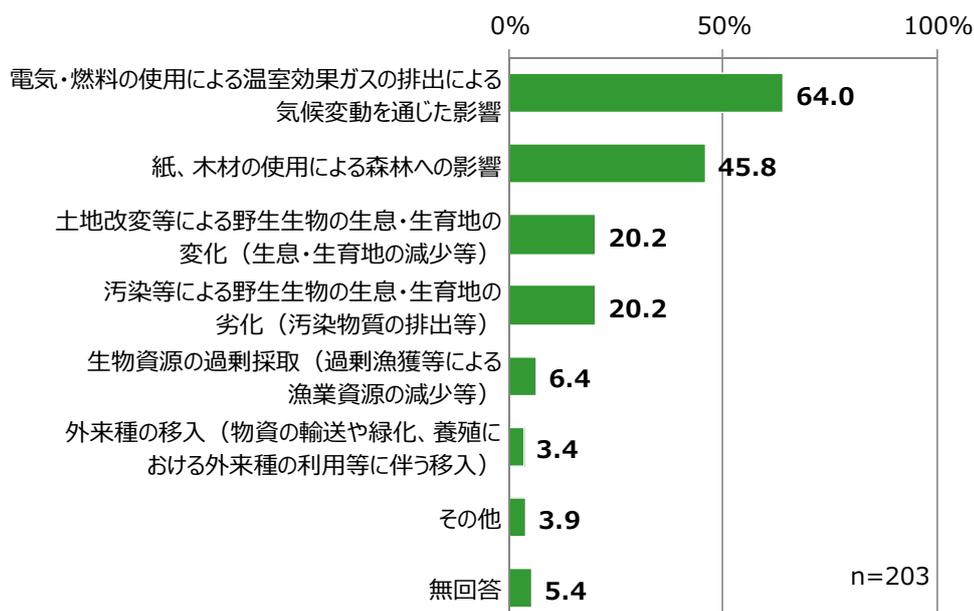
生物多様性について説明した上で、事業活動と生物多様性の関わりについて尋ねたところ、「事業活動と関係があり、重要視している」との回答が32.5%でした。



(2) 事業活動が生物多様性に与える影響（複数回答）

問：貴社の事業活動が生物多様性に与える影響としてどのようなものが可能性として考えられますか。

「電気・燃料の使用による温室効果ガスの排出による気候変動を通じた影響」が64.0%と最も多く、次いで「紙、木材の使用による森林への影響」が45.8%という結果になりました。一方、「生物資源の過剰採取（過剰漁獲等による漁業資源の減少等）」、「外来種の移入（物資の輸送や緑化、養殖における外来種の利用等に伴う移入）」は10%に達しませんでした。



(3) 事業活動が受ける生態系サービス（複数回答）

問：貴社の事業活動は、どのような自然の恵み（生態系サービス）を受けているとお考えですか。

「木材・紙・繊維の供給」が42.4%と最も多く、次いで「淡水（飲料水、工業用水、農業用水等）の供給」（25.6%）、「食料の供給及び生産」（20.2%）と供給サービスの選択率が高いという結果になりました。「昆虫等による花粉媒介」、「自然の中での娯楽や旅行」など、調整サービスや文化的サービスに分類されるサービスについては、いずれも低い選択率でした。供給サービスの中でも「遺伝資源（品種改良の素材等）の供給」については2.5%にとどまりました。

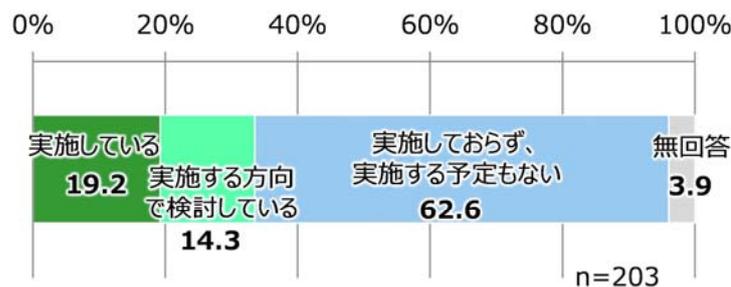


(4) 生物多様性への取組

①取組実施状況

問：貴社では、何らかの生物多様性に関する取組※を実施していますか。
 ※方針や目標の設定、環境マネジメントシステム・情報公開・環境教育への生物多様性の組み込み、事業活動における取組、社会貢献活動等を含めてお答えください。

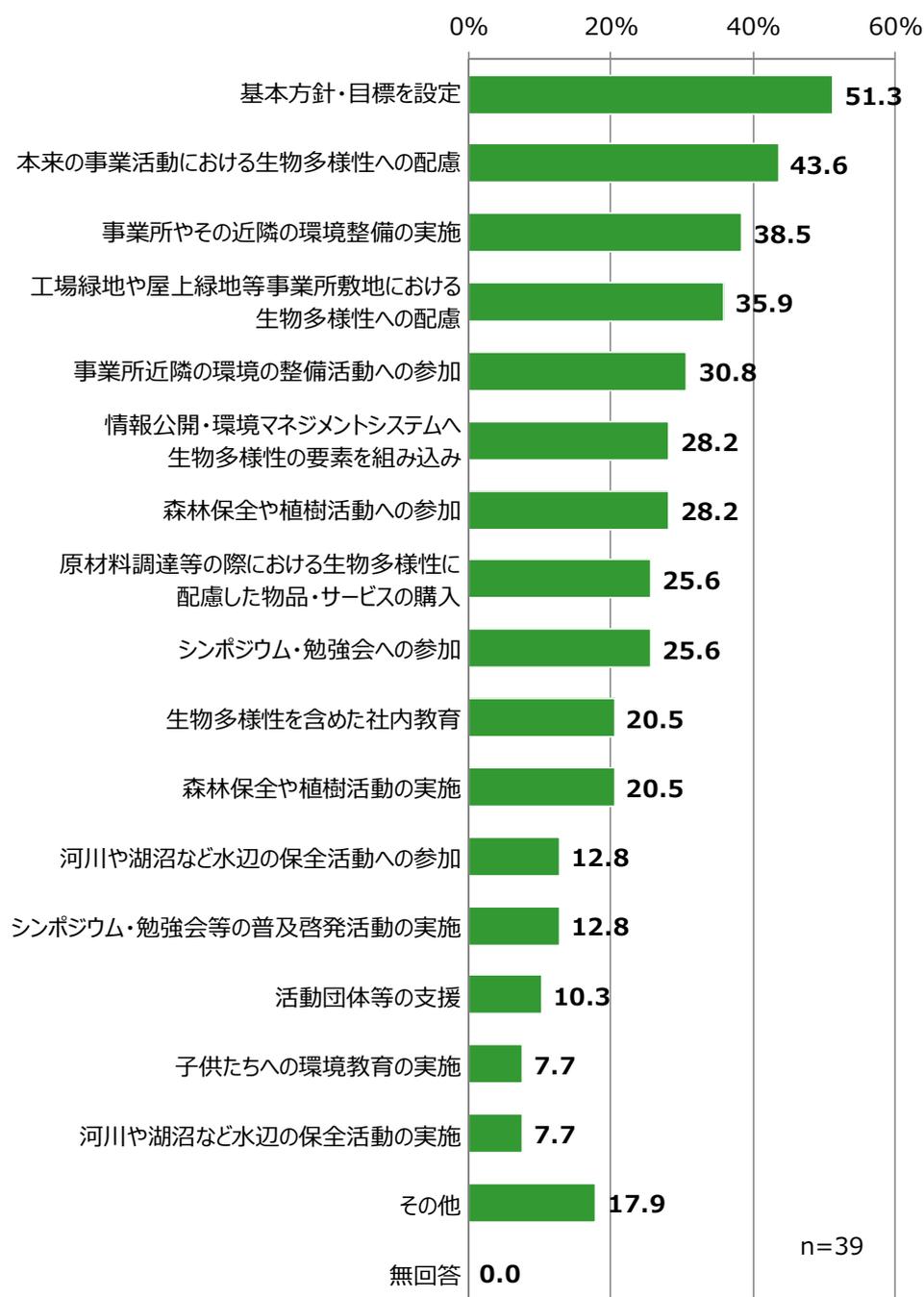
生物多様性に関する取組を「実施している」企業は19.2%でした。62.6%は「実施しておらず、実施する予定もない」と回答しました。



②取組内容（複数回答）

問：（「実施している」選択者へ）貴社では生物多様性に関する取組として、どのようなものを実施していますか。

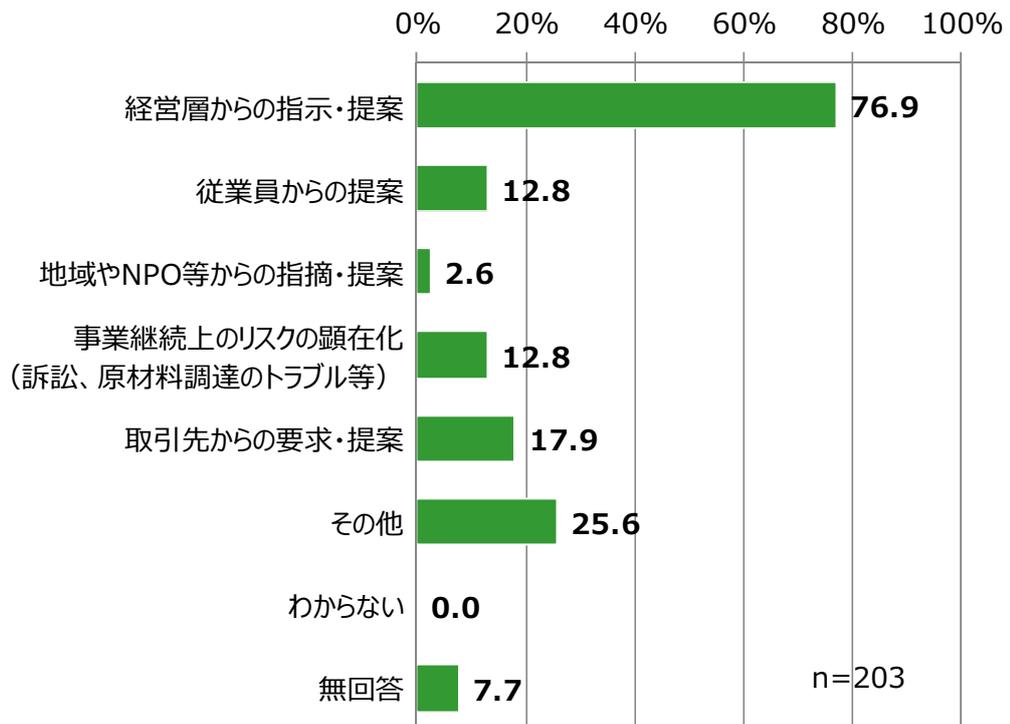
生物多様性に関する取組を「実施している」と回答した39社に取組内容を尋ねたところ、「基本方針・目標を設定」が51.3%、「本来の事業活動における生物多様性への配慮」（43.6%）、「事業所やその近隣の環境整備の実施」（38.5%）、「工場緑地や屋上緑地等事業所敷地における生物多様性への配慮」（35.9%）という結果になりました。



③取組実施のきっかけ（複数回答）

問：（「実施している」選択者へ）貴社が生物多様性に取り組むこととなったきっかけを教えてください。

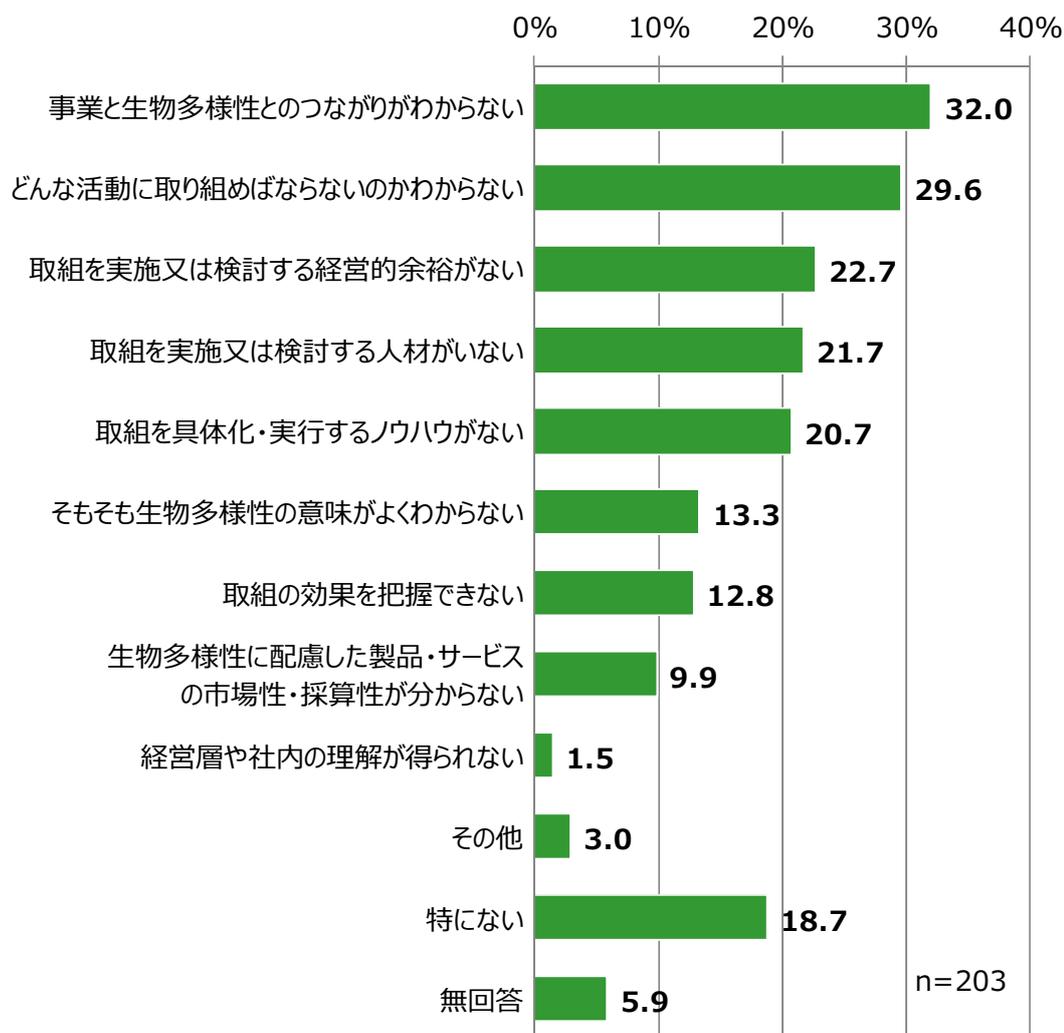
「経営層からの指示・提案」が76.9%と、取組を実施している企業の約4分の3に上りました。



(5) 取組実施上の課題（複数回答）

問：貴社が生物多様性に関する取組を実施する上で課題となっていることがあれば、お知らせください。

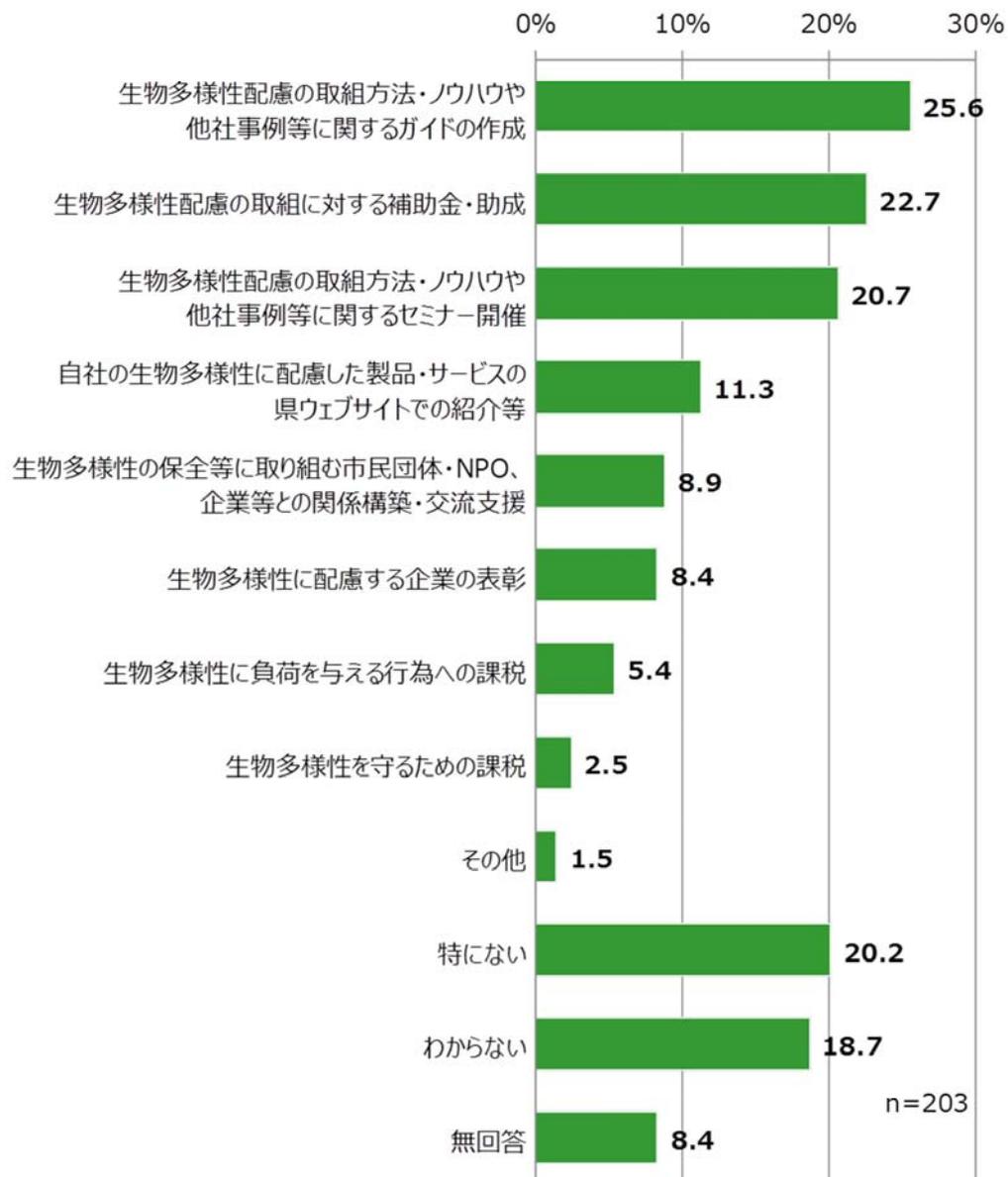
「事業と生物多様性とのつながりがわからない」が 32.0%、「どんな活動に取り組めばならないかわからない」が 29.6%でした。



(6) 県に期待する支援策（複数回答）

問：企業の生物多様性に関する取組をより一層広げていくため、今後、県に期待する支援策を教えてください。

「生物多様性配慮の取組方法・ノウハウや他社事例等に関するガイドの作成」(25.6%)、「生物多様性配慮の取組に対する補助金・助成」(22.7%)、「生物多様性配慮の取組方法・ノウハウや他社事例等に関するセミナー開催」(20.7%)が20%を超えました。一方で、「特にない」も20.2%を占めました。

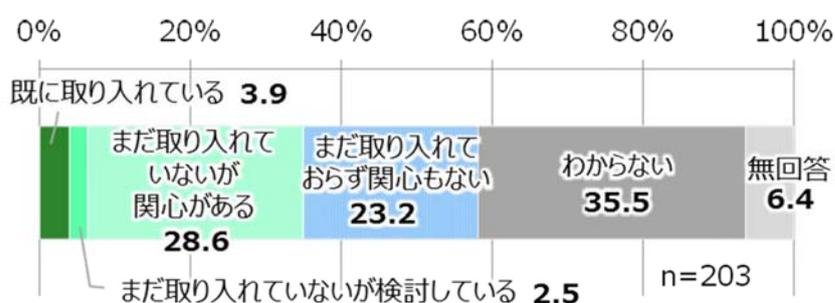


(7) 生物多様性に配慮した事業

①生物多様性に配慮した事業への関心

問：豊かな自然を楽しむエコツアーや、生きものを守るための農法で栽培した農産物が通常よりも高く販売されるなど、経済活動と生物多様性の保全を組み合わせた事業活動が増えてきました。
貴社ではこのような事業活動にどの程度ご関心がありますか。

生物多様性に配慮した事業について、「既に取り入れている」(3.9%)、「まだ取り入れていないが検討している」(2.5%)、「まだ取り入れていないが関心がある」(28.6%)を含め、関心のある企業は35.0%になりました。一方で「わからない」とする企業は35.5%でした。



②関心の理由

問：①のご回答の理由を教えてください。

生物多様性に配慮した事業を「既に取り入れている」という企業からは、事業活動の一環として実施しているとの回答のほか、省エネやリサイクル品の購入などの回答がみられました。

一方、「まだ取り入れていないが検討している」・「関心がある」という企業からは、農林漁業を中心に、取引先から関心を持たれるとの理由が挙げられました。ただし、取引価格に十分反映されないとの指摘もみられました。その他の業種においても、一部から生物多様性へ関心を持つ必要性を認識しているとの回答がみられました。また、事業との関連をすぐに想起できないが、県内の自然の保全に対し前向きに考えるとの意見や、採算性を前提に検討したいとする意見がありました。

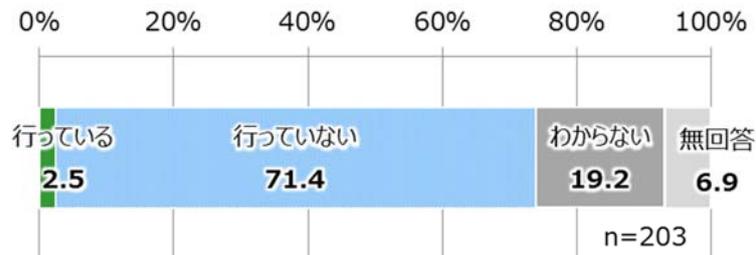
「まだ取り入れておらず関心もない」、「わからない」という企業からは、生物多様性の概念が認知されていないことに加え、事業活動との関係性が明確でないことが主な理由として挙げられました。

(8) 外来種対策

①外来種対策実施状況

問：本来の生息地とは異なる地域に導入された生物種を「外来種」と言い、導入先にもともと生息・生育している生物や農作物への影響が懸念されています。
貴社では「外来種」に関する対策や取組を行っていますか。
※外来生物法で指定されている「特定外来生物」以外も含めてお答えください。

外来種対策を「行っている」企業は2.5%でした。



②外来種対策の具体的内容

問：貴社で実施している対策や取組について、取り組んでいる理由と対象とする外来種、取組内容等を具体的に教えてください。

対象種としては、オオクチバスなどの淡水魚のほか、オオキンケイギクなどの植物が挙げられました。取組内容はいずれも駆除が中心になっています。

取組の理由としては、生態系保全が挙げられました。植物に関しては、近隣への配慮や業務上の必要性など、生態系保全以外の観点から実施される例もみられました。

(9) 生物多様性ぐんま戦略への期待・意見

問：「生物多様性ぐんま戦略」に対するご期待やご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。

生物多様性保全の必要性を認識し、本戦略を支持する意見が寄せられました。また、山間部では自然を破壊するような開発を避け、無理な都市化をしないなど、自然豊かな場所を残して活かすような取組を期待する意見が挙げられました。

事業者の立場から、実情を考慮してほしい、事業活動に過度な負担を強いるような取組を行わないでほしいという意見も寄せられました。事業者の意見を広く聞き、相互に理解を深めながら施策を推進することが求められています。

農林漁業者は、生物多様性に配慮した生産活動を通じた貢献が期待されています。しかし、人材不足や消費者など非農業者の理解が十分でない現状では、美しい農村景観の維持は困難であるという指摘がありました。美しい景観を保つためには、多くの人の理解と協力が必要であり、生物多様性に配慮した農産物の価値が消費者に伝わるように取り組んでほしいという意見がありました。

1 - 3 環境関係団体アンケート

1 調査概要

(1) 調査対象者

群馬県「NPO 法人データベース」に登録する団体で活動分野に「環境保全」を含み、メールアドレスに登録している 109 団体

(2) 調査方法

調査票をメールに添付して送付、メールにて回収

(3) 実施期間

平成 28 年 6 月 29 日（水）から 7 月 29 日（金）

(4) 回収数

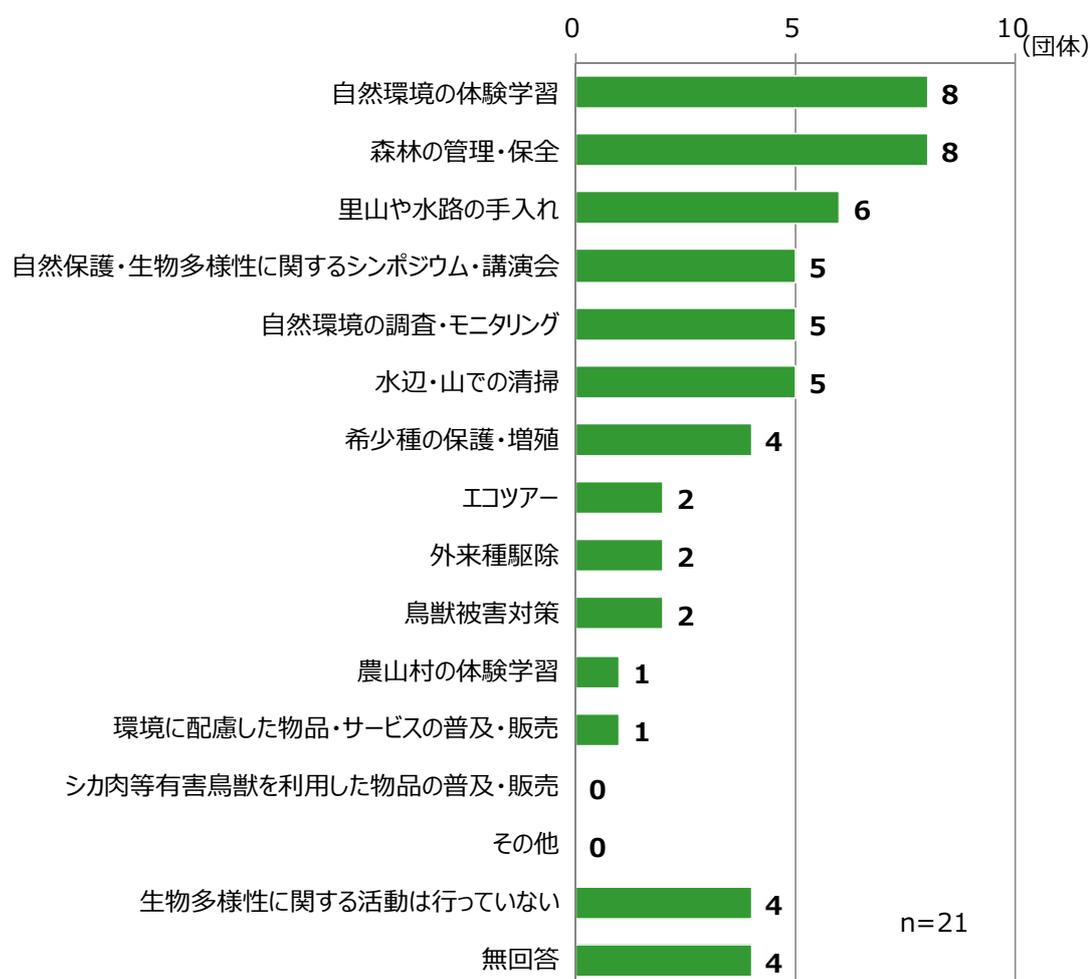
21 団体（回収率 19.3%）

2 調査結果

(1) 実施している生物多様性保全活動の内容（複数回答）

問：自然保護・生物多様性保全のために貴団体で行っている活動があれば、その内容をお答えください。

生物多様性保全活動の内容としては、「自然環境の体験学習」、「森林の管理・保全」が8団体、「里山や水路の手入れ」が6団体でした。

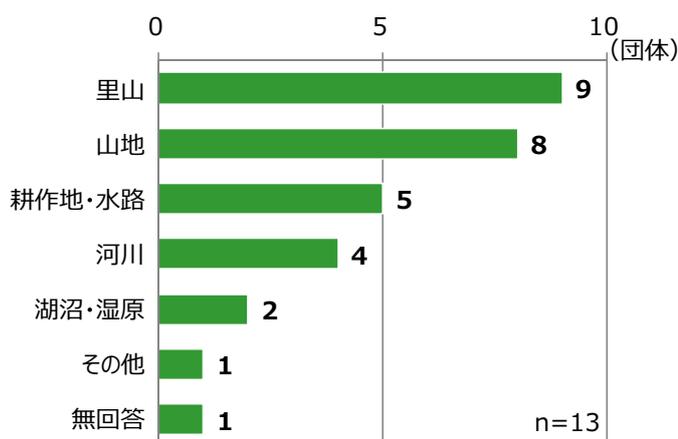


(2) 生物多様性保全活動の実施例

①事例：活動地域の環境タイプ（複数回答）

問：森林保全・緑化や自然保護・生物多様性保全のために貴団体で行っている活動のうち、主要な活動について3つまで具体的に教えてください。

生物多様性に関する活動を行う 13 団体に活動内容を具体的に3つまで尋ねたところ、活動地域の環境タイプは「里山」、「山地」が多いという結果になりました。



②事例：具体的活動内容

問：（いずれかの生物多様性保全活動を実施している回答者へ）森林保全・緑化や自然保護・生物多様性保全のために貴団体で行っている活動のうち、主要な活動について3つまで具体的に教えてください。

自然観察会に加え、間伐、下草刈りなどの森林管理を行う活動がみられました。生物調査、観察路、保護柵の整備、外来種の駆除、農業体験を行う団体もありました。

活動地は団体が所在する市町村が多いものの、遠方で活動する団体も一部にみられました。

(3) 生物多様性保全活動を進める上での課題

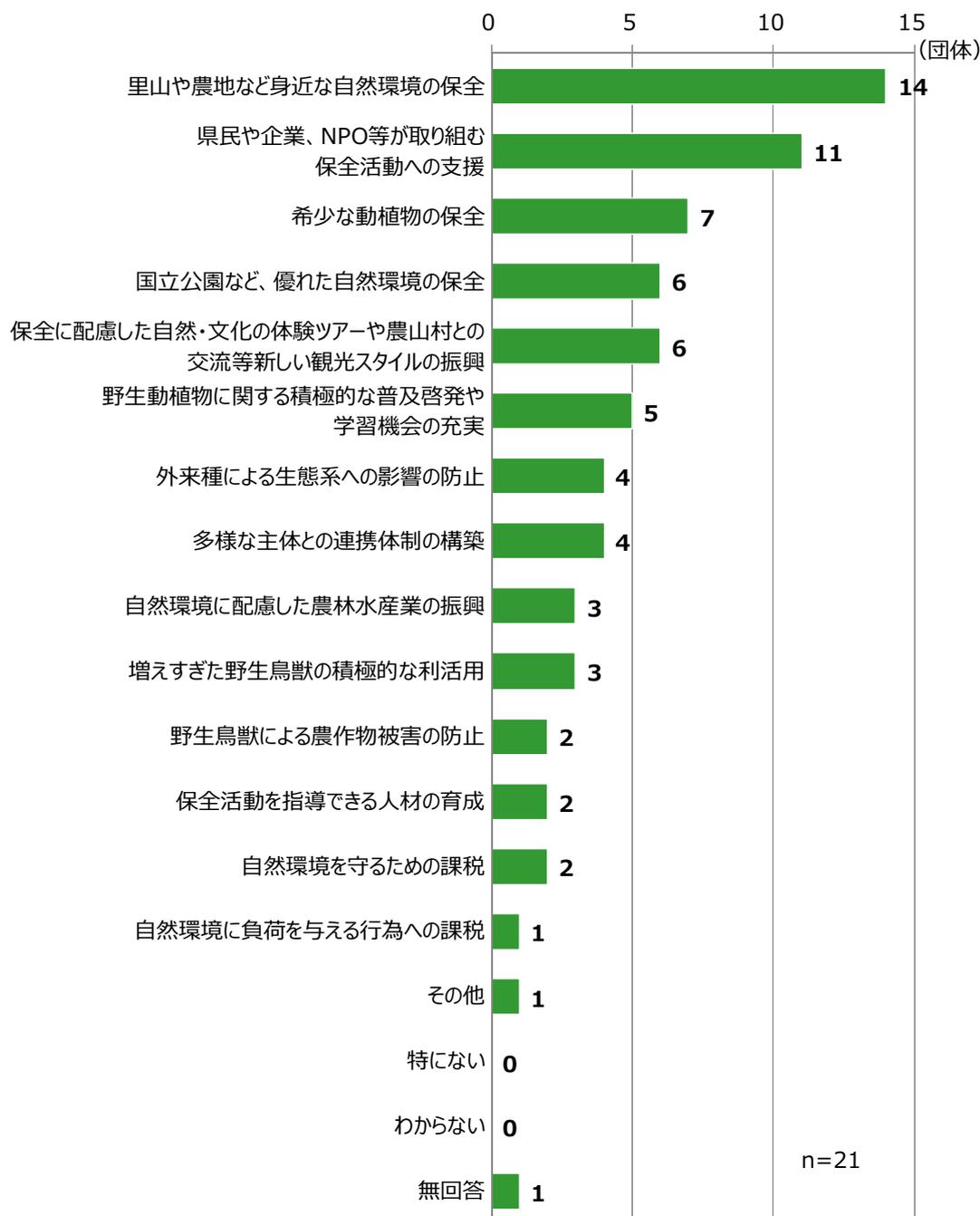
問：（いずれかの生物多様性保全活動を実施している回答者へ）貴団体が自然保護や生物多様性保全の活動を進めていく上での課題がありましたら、教えてください。

活動地における地元住民の保全意識が低いことを指摘する団体がみられました。資金・人員に対する課題も挙げられました。

(4) 県に期待する施策（3つまで回答）

問：群馬県の生物多様性の保全を進めるために、優先的に県に期待する施策をお答えください。

「里山や農地など身近な自然環境の保全」が14団体から挙げられ、次いで「県民や企業、NPO等が取り組む保全活動への支援」が11団体から挙げられました。



(5) 群馬県の宝となる自然環境と保全・利用方法

問：生物多様性ぐんま戦略では、エコツーリズムや生物多様性に配慮した農産物の生産など、自然を保全しながら適切に利用することで、保全活動がさらに促進されるという好循環を生み出す取組を後押ししていきたいと考えております。そのような取組が適すると思われる群馬県内の自然環境があれば、教えてください。また、そのような自然環境の保全・利用方法のアイデアについても教えてください。

取組に適した自然環境としては、湧水群、里地里山、赤城山等の山々、農地など様々な回答が寄せられました。

保全・利用のアイデアとしては、県内の自然環境の評価を行い、厳格に保護する地域やある程度利用を考慮する地域など、評価に応じた対策をするという提案がありました。

湧水群や河川など、良好な自然環境については、行政、事業者、民間団体等が協働して保全・整備を行い、自然とふれあう場、環境教育の場とし、自然と共存した地域づくりを提案する意見が挙げられました。

休耕田については水鳥の採餌地とするアイデアや、有機栽培に適しているといった指摘もありました。

総じて、豊かな自然環境を活かし、環境学習や農業体験などの体験型ツアーを中心とした観光が進むような取組を進めてほしいという意見が多く挙げられました。

(6) 生物多様性ぐんま戦略への期待・意見

問：「生物多様性ぐんま戦略」に対するご期待やご意見がありましたら、お知らせください。

本戦略の推進においては、生物多様性に対する理解を深めることが欠かせないことから、わかりやすい説明に加え、より多くの人に関心を持ってもらえるよう情報発信の工夫、自然とふれあう場の提供、環境学習の促進を求める意見が出されました。

地域の魅力をアピールするためのブランド戦略を立てることで、生物多様性に関する取組にも関心が集まり、地域住民の理解を得られるのではないかという意見がありました。施策を具体化する上で指標とする生物種を設定してはどうかとの意見もありました。

また、美しい里地里山景観の保全や生物多様性が豊かな森づくりを行い、中山間地に関心が集まるような取組を進めてほしいという要望が寄せられました。

特定外来生物については、現状と課題の把握を行い、対策の重要性を積極的に周知してほしいという意見がありました。

資料2 群馬の自然を未来に活かす県民ミーティング

1 開催概要

(1) 目的

県内各地域の方々の生物多様性に対する理解を深めると同時に、本戦略で目指す、生物多様性の保全と利用の好循環に向けた多様な主体の取組促進のきっかけづくりを目的として実施しました。

(2) 会場・開催日及び参加者数

会場	開催日	講師	参加者数
中之条 (中之条合同庁舎)	平成28年7月19日(火) 18時30分～20時30分	中村一雄氏 (群馬県自然保護指導員)	33
桐生 (桐生自然観察の森)	平成28年7月23日(土) 14時00分～16時00分	齋藤陽一氏 (カッコソウ協議会)	27
沼田 (利根沼田振興局庁舎)	平成28年7月26日(火) 18時30分～20時30分	松浦和男氏 (片品山岳ガイド協会 会長)	34
前橋 (県庁昭和庁舎)	平成28年7月30日(土) 14時00分～16時00分	泉川斌氏 (NPO法人赤城自然塾)	25
富岡 (県立自然史博物館)	平成28年8月6日(土) 14時00分～16時00分	吉田龍司氏 (NPO法人群馬県自然保護 連盟理事長)	34
計			153

(3) プログラム

- 生物多様性ぐんま戦略の策定について 20分
- 事例紹介(各会場の講師) 20分
- ワークショップ形式の意見交換会 80分

<進め方>

事例紹介として、開催地域の生物多様性や、生物多様性によって支えられてきた地域の人々の暮らしについて講師の携わる取組を紹介してもらいました。

その後の意見交換会では、複数のテーマを設け、地元にある自然環境をはじめとした地域資源である「地域の宝」やその恩恵、地域の理想像について、グループに分かれて話し合い、最後にグループごとに発表を行いました。

2 各会場の概要（事例紹介・グループ発表）

（1）中之条会場

①事例紹介：中村一雄氏（群馬県自然保護指導員）

- 野反湖周辺では、スゲを刈り、生活道具を作る文化があり、当時はユキザサ、イワナ、キノコなど自然の恵みも豊富だった。
- 時代とともに炭焼きやスゲ刈りが行われなくなり、ニッコウキスゲ群落など「人の生活様式によって育まれてきた生物多様性＝人にとって都合のいい多様性」が失われた。
- 「人にとって都合のいい多様性」を維持するためには何が必要か。
- 今は生活スタイルが変化してしまったが、生物多様性がもたらす豊かな恵みは経済的効果を生み出す可能性が十分にある。

②グループ発表

テーマ	発表内容
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約湿地に登録された芳ヶ平湿地群を地域活性化のために活用できないか。 ・自然を守るためには、ルールづくりなどの適正利用のための取組やササ刈りなどの保全のための取組が必要である。これらの活動を継続的に取組むためには、雇用創出などを行いながら、人材を確保することが重要である。 ・優れた自然を守るだけでなく、観光に結び付けるため、休憩所などのハード面の整備のほか、自然の重要性を伝える担い手であるガイド育成などのソフト面の充実も必要である。 ・吾妻地域には、変化に富む地形や多種多様な動植物が生息・生育している。この自然は先人からの預かりものであり、後世に引き継いでいくことが重要である。
農林漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・農村地域の原風景は「地域の宝」と言える。先人は生活のために自然を上手に利用してきたが、そこに生物多様性が成り立っていたと思う。 ・現在は、農林業の担い手の減少などにより、農村地域の原風景が守れなくなっている。 ・都会の人に農業の体験をしてもらっただけでなく、農業の大変さも理解してもらえるようなグリーン・ツーリズムなどの取組が必要である。
伝統・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・吾妻地域には、歴史上の人物にゆかりのある温泉もある。 ・温泉資源をはじめ、地域の歴史や食文化、伝統行事を体験できるツアーを考え、周遊観光に結び付けることができればと思う。
水環境	<ul style="list-style-type: none"> ・水は生命の根源であり、各地域にある湧き水は地域の宝である。この水資源を守ることの重要性を多くの人に理解してほしい。 ・また、我々はこの豊かな水資源を下流域に届ける意識を持つことが大切である。

(2) 桐生会場

①事例紹介：齋藤陽一氏（カッコソウ協議会）

- カッコソウ（サクラソウ科）は桐生市鳴神山のみに生育する植物であるが、生育地の縮小・分断化、盗掘等により、絶滅の危機に瀕している。
- 現在、種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）により、カッコソウは「国内希少野生動植物種」に指定されている。
- 行政、市民団体及び個人で行われていた個々の活動を連携した活動とし、より効果的で包括的な保全対策を実施するために「カッコソウ協議会」が平成26年4月26日に設立された。
- 「カッコソウ協議会」では保全計画を策定し、生物学的な保全（生態特性の把握など）とともに意識啓発による保全（社会的支援体制強化）の2本柱で保全に取り組んでいる。
- カッコソウの保全を出発点に地域の将来を考えていきたい。

②グループ発表

テーマ	発表内容
自然環境	<ul style="list-style-type: none">・ 地域には、鳴神山などに山岳信仰があり、里山や山間部では「嶽様」と呼ばれていた。・ 戦後は山岳信仰の意識も薄れ、自然とのふれあいも減少してきており、山が身近な存在ではなくなってしまった。・ 地元において、自然環境は人が守るという意識付けや環境教育を進め、地域にとってよりよい自然環境が形成され、「嶽様」復活のために地元を見直す取組を進めたい。
農林漁業	<ul style="list-style-type: none">・ 地域には優れた自然環境が形成され、かつては山菜採り、炭焼き、きのこ産業などが盛んだったが、現在は自然からの様々な恵みを十分に活用できていないのではないかと考えている。・ 東毛地域に存在する標高の低い山を利用したレクリエーション体験、地域の景観を観光スポットにすること、木材や食料などの山の恵みの有効活用などを考えたい。
伝統・文化	<ul style="list-style-type: none">・ 桐生織物産業は、後継者や技術者の不足などの問題が生じ、技術の消滅などが懸念されている。・ 桐生市内には、伝統的建築物や先人が残したすばらしい庭園が残っている。このような地域に存在する歴史や文化、町並みなどを有機的に結び付け、地域活性化につなげたい。そのためには、地域を結び付けるコーディネーターの育成が必要である。

(3) 沼田会場

①事例紹介：松浦和男氏（片品山岳ガイド協会会長）

- 尾瀬周辺では、昭和 30 年代まで山菜、イワナ、キノコ等、地域の自然が育んだ食材を食べ、地域の木材を薪炭に利用して生活しており、自然からの恵みが豊かな時代だった。
- 尾瀬は観光地化に伴い、踏みつけ、ごみ問題、トイレ問題等、様々な問題に直面し、その度に対策を実施してきた経緯がある。
- 最近シカの食害が深刻なため、捕獲等の対策を行っている。
- 湧水の商品化や捕獲したシカの革製品製造など、地域の生物多様性に配慮した活用も進みつつある。
- 今後は温暖化の影響や外来種問題についても早急に対策を行わなくては生態系が変わってしまうおそれがある。

②グループ発表

テーマ	発表内容
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境について理解を深めてもらうためには、ガイドの育成が重要である。 ・ガイドを育成することにより観光客の増加に結び付け、観光客の増加による資金を活用し、周辺整備するといった好循環をつくりたい。 ・地域住民が主体となって地域活性化に取組という意識を持つことが重要である。
農林漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・人が使い続けることで守られる二次的な自然（里地里山など）は、子どもの遊び場にもなっている。子どもたちが安心して遊べるよう、里地里山の新たな利用方法や環境整備を行いたい。 ・群馬県は農業生産が盛んな地域であり、多種多様な農産物が生産されている。地元の特産品を使って料理を楽しむ体験型ツアーや、地元の人が地元の食材のみを使った料理を提供するカフェなどをつくりたい。
伝統・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域では、ラフティングなどの自然を活用したレジャーが盛んに行われているが、それに携わるインストラクターなどの雇用を安定させることが必要である。
水環境	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川の源流である利根沼田地域は、水そのものが地域の宝であると考えられる。 ・豊かな水環境を支える森林の水の浄化作用や、生命の存在基盤である水の大切さを多くの人に理解してもらうことが重要である。 ・みなかみ町で盛んなラフティングなどのレジャーと併せて、水の大切さを教える環境学習が実施できないか。

(4) 前橋会場

①事例紹介：泉川斌氏（NPO 法人赤城自然塾）

- 赤城山麓にある覚満淵付近は、明治時代から放牧利用され、昭和 30 年から 60 年頃は大きなニッコウキスゲの群落があった。
- 近年ニッコウキスゲは減少しているが、シカの食害や植生遷移の進行などが原因と考えられる。
- 「赤城山の自然保護活動推進協議会」では、覚満淵周辺でシカの侵入防止柵の設置や管理、ササ刈り、植生・土壌調査、自然観察会開催等の活動を実施している。
- これらの各種活動により、多様な植物種が見られるようになった。
- 生物多様性保全活動を通じ赤城山全体の活性化を目指していきたい。

②グループ発表

テーマ	発表内容
自然環境	<ul style="list-style-type: none">・ 赤城山は、林間学校などで環境教育の場として利用されている。赤城山と同様に、県内各地で、県内の多様性に富んだ自然環境を活用した環境教育を実施することができないか。・ 生活様式の変化により環境が悪化してきている。現在の自然は、人の手が入らないと守れないことが多いことを、多くの人に知ってもらいたい。
農林漁業	<ul style="list-style-type: none">・ 群馬県は「すき焼き応援県」としての取組を進めているが、上州和牛、こんにゃく、下仁田ネギ、生しいたけ、しゅんぎくなど、群馬県の食材だけですき焼きができる。地域農業を活性化するためにも地産地消を進めることが重要である。・ すき焼きのための農産品セットをふるさと納税の返礼品として PR することも考えられる。
伝統・文化	<ul style="list-style-type: none">・ 赤城山は前橋市民の心のよりどころであるが、林間学校などで訪れて以来、疎遠になっている人も多くいるのではないだろうか。・ 避暑地としての利用や積雪を利用したスノーシューやワカサギ釣りなど、赤城山の魅力を発信して利用を呼びかけるなどし、多くの人に豊かな自然環境を体験してもらいたい。
水環境	<ul style="list-style-type: none">・ 川は、泳いだり魚を捕ったりと、川遊びや自然、生態系などを教える自然の先生である。・ 川と森をセットで考え、水質を改善して川遊びのできる環境を取り戻していきたい。

(5) 富岡会場

①事例紹介：吉田龍司氏（NPO 法人群馬県自然保護連盟理事長）

- 生物多様性の劣化の要因の一つとして、人による管理不足が挙げられる。
- 赤城山麓にはザゼンソウやサクラソウの自生地、ヒメギフチョウ生息地等、生物多様性が豊かであり、それを守るための活動を様々な形で実施している。
- 富岡といえば絹産業で知られるが、それを支えた桑が豊富であり、桑を活かした特産品開発も考えられる。
- 豊かな生物多様性のお陰で様々な見どころや特産品がある群馬県をもっと多くの人にアピールしていきたい。

②グループ発表

テーマ	発表内容
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・富岡地域は、田や畑、山や湖沼などの豊かな自然環境に恵まれ、そこには多種多様な動植物が生息・生育している。 ・里地里山は地域住民にとって大切な場所であり、整備をすることにより多くの人に訪れてほしい。 ・里地里山の整備に当たっては、先人から引き継いだ里地里山に戻すのではなく、新しい群馬県の里山像として発信できるよう考えたい。
農林漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・うどん、おつきりこみ、焼きもちなど、群馬県は粉食文化が広く浸透しており、小麦文化が「地域の宝」である。 ・こうした郷土料理は作り方が簡単であり、養蚕で働く女性の知恵と言えるのではないかと。未来の子どもたちに粉食文化を引き継いでいきたい。
伝統・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・富岡製糸場が成り立った背景には、桑や蚕、水、建築資材などの生物多様性が大いに関わっている。 ・このような背景を保全していくことが、富岡製糸場の価値を更に高めるのではないかと。
水環境	<ul style="list-style-type: none"> ・地域は、豊かな水環境を有しているが、森林機能の低下などにより河川環境が悪化してきている。 ・今後も「首都圏の水がめ」としての役割を果たしていくためには、下流都県と協力して自然環境を守っていくことが重要である。

資料3 ヒアリング調査

1 調査概要

(1) 調査目的

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する団体・専門家に県内の生物多様性の現状と課題、生物多様性と産業・文化の状況及び今後に向けた意見等について情報収集を行い、本戦略の方向性を検討する参考とした。

(2) 対象者

- 公益財団法人日本自然保護協会（分野：自然保護）
- みなかみ町（分野：人と自然の共生（ユネスコエコパーク））
- 群馬県立自然史博物館（分野：自然科学）
- 公益財団法人尾瀬保護財団（分野：尾瀬）
- 群馬県立女子大学群馬学センター（分野：産業・文化・歴史）

(3) 実施時期

平成28年7月12日（火）から7月29日（金）

2 ヒアリング結果のポイント

(1) 公益財団法人日本自然保護協会（7月12日（火））

- 尾瀬のような脆弱な環境は、科学的調査に基づき、環境の許容量に合わせた利用となるよう適正に管理する必要がある。
- 集落の立地や里山保全を優先する地域など、全体のゾーニング計画を見直した上で、シカ対策を検討する必要があるだろう。
- シカ問題は群馬県全体の課題。エサを求めて移動するため広域的対策が必要。現在は高密度で被害の深刻な場所で対策を行っているが、低密度な地域での予防的対策も検討すべきである。

(2) みなかみ町（7月15日（金））

- みなかみ町は、以前から豊かな自然を大切にしたまちづくりに取り組んできた。これまでの取組を継続し、さらに発展させるため、ユネスコ・エコパークへの登録を目指しており、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも登録推進が位置付けられている。2017年夏には登録となる見込みである。
- 町が独自に自然環境調査を行うのは難しいので、今後県による調査の一層の拡充や協働での実施、また、データの共有化などを期待する。
- エコツーリズムを活性化させるためには質の高いインタープリター（ガイド）の養成が重要である。また、インタープリターを業として収入を得るような広域的な仕組みや認定制度などを構築する必要がある。

(3) 群馬県立自然史博物館（7月20日（水））

- 生物多様性の保全は、地域が核となる事項である。地域の方々、市町村等が地域の自然を保全する動きとなったとき、県は頼れる良き相談役となり、サポート役として支援していくことが大切である。
- 市町村をまたぐ広域の課題等については、市町村や関係団体等がうまく連携できるよう、県のサポートが必要になる。
- 「地域の宝」は、日々の何気ない日常の中に存在することが少なくない。日々の暮らしの中を見つめ直してみることで、見つかることも少なくない。
- 自然環境の基礎調査は、継続して行うことが不可欠である。県では自然環境調査研究会に調査を委託しているほか、県自然保護指導員、県鳥獣保護管理員が地域の自然環境を把握されている。多くの方々の協力を得ながら、情報等を集集し、現状を把握することが大切である。

(4) 公益財団法人尾瀬保護財団（7月26日（火））

- 最近の尾瀬の課題は、シカ対策及び特定の入山口からの利用者の分散化、特定の時期の利用集中の回避と考えている。
- 自然保護を前提としながら、利用の活性化が必要。山小屋や地域住民は保全の担い手であり、地域の活性化も大切である。
- エコツーリズムの観点から、尾瀬の適正利用に関する普及啓発のため、ガイド利用を促進している。
- 第4次尾瀬総合学術調査を実施し、基礎的な自然情報を整備し、それを保全管理、教育普及につなげていきたい。

(5) 群馬県立女子大学群馬学センター（7月29日（金））

- 群馬県の自然は火山が多いことが特徴であり、火山灰質の土を活かしたコンニャクの生産をはじめ、噴火等の災害を恵みに変えて、産業や伝統が発展してきた。
- 自然災害も含め、現代において人と自然の関係がどうあるべきか、もう一度見直す必要がある。自然を守りつつ、人の生活も無理なくできるようにする必要がある。
- 市町村、各団体は地域の課題に集中しがちだが、連携することで解決策を見つけるきっかけになる。県は市町村や団体の視野が広がるよう、サポートをしてほしい。
- 群馬県の3つのラムサール条約湿地には、それぞれ優れた特徴がある。尾瀬は、住民運動により保全が始まり、現在の植生を守ってきた。渡良瀬遊水地は人工的に造られたものだが、そこに希少種が戻ってきている。芳ヶ平湿地群のチャツボミゴケ公園は、鉄鉱石の採掘後のくぼ地にチャツボミゴケの群落が形成されており、大変珍しい。これらの湿地を育んでいることは群馬県の普遍的な価値と言えるのではないか。

資料4 群馬県自然環境保全審議会自然環境部会名簿

職	氏名	所属等
部会長	小金澤 正 昭	宇都宮大学農学部名誉教授
副部会長	浅 川 千佳夫	日本野鳥の会群馬副代表
委 員	井 出 光 俊	関東森林管理局計画保全部長
委 員	金 井 賢一郎	NPO法人群馬県自然保護連盟前理事長
委 員	神 戸 ひとみ	南牧村森林組合参事
委 員	草 場 史 子	NPO・ボランティアサロンぐんま
委 員	熊 川 栄	群馬県町村会理事、嬭恋村長
委 員	小 林 由喜子	元ぐんま農村女性会議副会長
委 員	高 橋 淳 子	桐生大学短期大学部生活科学科長・教授
委 員	寺 内 優美子	桐生自然観察の森所長
委 員	仲 澤 太 郎	一般社団法人群馬県猟友会会長
委 員	笛 木 京 子	環境カウンセラーズぐんま

資料5 群馬県生物多様性地域戦略検討委員会名簿

職	氏名	所属等
委員長	齋 藤 晋	群馬県立女子大学名誉教授
副委員長	寺 内 優美子	桐生自然観察の森所長
委 員	齋 藤 光 子	株式会社齋藤林業取締役・総務マネージャー
委 員	萩 原 哲 也	株式会社萩原工業代表取締役
委 員	服 部 芳 幸	公益財団法人群馬県観光物産国際協会観光物産部長
委 員	笛 木 京 子	環境カウンセラーズぐんま
委 員	吉 田 龍 司	NPO法人群馬県自然保護連盟理事長

資料6 策定の経過

- 平成 28 年
- 6月 17日 群馬県生物多様性地域戦略検討委員会（第1回）開催
 - 6月 29日 環境関係団体に対するアンケート（～7月29日）
 - 7月 4日 事業者に対するアンケート（～7月29日）
 - 7月 6日 県民に対するアンケート（～7月8日）
 - 7月 12日 ヒアリング調査（～7月29日）
 - 7月12日 公益財団法人日本自然保護協会
 - 7月15日 みなかみ町
 - 7月20日 群馬県立自然史博物館
 - 7月26日 公益財団法人尾瀬保護財団
 - 7月29日 群馬県立女子大学群馬学センター
 - 7月 19日 タウンミーティング（～8月6日）
 - 7月19日 中之条会場
 - 7月23日 桐生会場
 - 7月26日 沼田会場
 - 7月30日 前橋会場
 - 8月 6日 富岡会場
 - 9月 15日 群馬県生物多様性地域戦略検討委員会（第2回）開催
 - 11月 7日 群馬県生物多様性地域戦略検討委員会（第3回）開催
 - 12月 8日 パブリックコメント募集（～1月6日）
- 平成 29 年
- 1月 19日 群馬県生物多様性地域戦略検討委員会（第4回）開催
 - 1月 30日 群馬県自然環境保全審議会自然環境部会開催
 - 3月 22日 群馬県議会議決

資料7 生物多様性基本法

(平成二十年六月六日法律第五十八号)

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 生物多様性戦略（第十一条—第十三条）

第三章 基本的施策

第一節 国の施策（第十四条—第二十六条）

第二節 地方公共団体の施策（第二十七条）

附則

生命の誕生以来、生物は数十億年の歴史を経て様々な環境に適応して進化し、今日、地球上には、多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されている。

人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。

一方、生物の多様性は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面している。また、近年急速に進みつつある地球温暖化等の気候変動は、生物種や生態系が適応できる速度を超え、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそれがあることから、地球温暖化の防止に取り組むことが生物の多様性の保全の観点からも大きな課題となっている。

国際的な視点で見ても、森林の減少や劣化、乱獲による海洋生物資源の減少など生物の多様性は大きく損なわれている。我が国の経済社会が、国際的に密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみれば、生物の多様性を確保するために、我が国が国際社会において先導的な役割を担うことが重要である。

我らは、人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務を有する。今こそ、生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、生物の多様性への影響を回避し又は最小としつつ、その恵沢を将来にわたり享受できる持続可能な社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしてその方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

2 この法律において「持続可能な利用」とは、現在及び将来の世代の人間が生物の多様性の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である生物の多様性が将来にわたって維持され

るよう、生物その他の生物の多様性の構成要素及び生物の多様性の恵沢の長期的な減少をもたらさない方法（以下「持続可能な方法」という。）により生物の多様性の構成要素を利用することをいう。

（基本原則）

第三条 生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることにかんがみ、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。

2 生物の多様性の利用は、社会経済活動の変化に伴い生物の多様性が損なわれてきたこと及び自然資源の利用により国内外の生物の多様性に影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、生物の多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用することを旨として行われなければならない。

3 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることにかんがみ、科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法及び事業等の着手後においても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行われなければならない。

4 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性から長期的かつ継続的に多くの利益がもたらされることにかんがみ、長期的な観点から生態系等の保全及び再生に努めることを旨として行われなければならない。

5 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の防止等に資するとの認識の下に行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

（国民及び民間の団体の責務）

第七条 国民は、基本原則にのっとり、生物の多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと及び生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

2 国民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組に協力するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

（施策の有機的な連携への配慮）

第九条 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を講ずるに当たっては、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあること等にかんがみ、地球温暖化の防

止、循環型社会の形成その他の環境の保全に関する施策相互の有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(年次報告等)

第十条 政府は、毎年、国会に、生物の多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る生物の多様性の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 生物多様性戦略

(生物多様性国家戦略の策定等)

第十一条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性国家戦略」という。)を定めなければならない。

2 生物多様性国家戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策についての基本的な方針

二 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標

三 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 環境大臣は、生物多様性国家戦略の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、前項の規定により生物多様性国家戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、生物多様性国家戦略を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、生物多様性国家戦略の変更について準用する。

(生物多様性国家戦略と国の他の計画との関係)

第十二条 生物多様性国家戦略は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画(次項において単に「環境基本計画」という。)を基本として策定するものとする。

2 環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の国の計画は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関しては、生物多様性国家戦略を基本とするものとする。

(生物多様性地域戦略の策定等)

第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 生物多様性地域戦略の対象とする区域

二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標

三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。

4 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。

第三章 基本的施策

第一節 国の施策

(地域の生物の多様性の保全)

第十四条 国は、地域固有の生物の多様性の保全を図るため、我が国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域、多様な生物の生息地又は生育地として重要な地域等の生物の多様性

の保全上重要と認められる地域の保全、過去に損なわれた生態系の再生その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、農林水産業その他の人の活動により特有の生態系が維持されてきた里地、里山等の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域を継続的に保全するための仕組みの構築その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国は、生物の多様性の保全上重要と認められる地域について、地域間の生物の移動その他の有機的なつながりを確保しつつ、それらの地域を一体的に保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(野生生物の種の多様性の保全等)

第十五条 国は、野生生物の種の多様性の保全を図るため、野生生物の生息又は生育の状況を把握し、及び評価するとともに、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置かれている状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲渡し等の規制、保護及び増殖のための事業その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、野生生物が生態系、生活環境又は農林水産業に係る被害を及ぼすおそれがある場合には、生息環境又は生育環境の保全、被害の防除、個体数の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

(外来生物等による被害の防止)

第十六条 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある外来生物、遺伝子組換え生物等について、飼養等又は使用等の規制、防除その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある化学物質について、製造等の規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国土及び自然資源の適切な利用等の推進)

第十七条 国は、持続可能な利用の推進が地域社会の健全な発展に不可欠であることにかんがみ、地域の自然的社会的条件に応じて、地域の生態系を損なわないよう配慮された国土の適切な利用又は管理及び自然資源の著しい減少をもたらさないよう配慮された自然資源の適切な利用又は管理が総合的かつ計画的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(生物資源の適正な利用の推進)

第十八条 国は、生物資源の有用性にかんがみ、農林水産業、工業その他の分野においてその適正な利用を図るため、生物の多様性に配慮しつつ、生物資源を有効に活用するための研究及び技術開発並びに生物資源の収集及び体系的な保存の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生物の多様性に配慮した事業活動の促進)

第十九条 国は、生物の多様性に配慮した原材料の利用、エコツーリズム、有機農業その他の事業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、国民が生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択することにより、生物の多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、事業活動に係る生物の多様性への配慮に関する情報の公開、生物の多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化の防止等に資する施策の推進)

第二十条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が地球温暖化の防止等に資することを踏まえ、多くの二酸化炭素を吸収し及び固定している森林、里山、草原、湿原等を保全するとともに、間伐、採草等の生物の多様性を保全するために必要な管理が促進されるようバイオマスの利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等)

第二十一条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、関係省庁相互間の連携の強化を図るとともに、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体と連携し、及び協働するよう努めるものとする。

- 2 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、事業者、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続

可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

- 3 国は、事業者、国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得並びにその維持及び保全のための活動その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査等の推進)

第二十二條 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、生物の多様性の状況の把握及び監視等の生物の多様性に関する調査の実施並びに調査に必要な体制の整備、標本等の資料の収集及び体系的な保存並びに情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、生物の多様性の状況及びその恵沢を総合的に評価するため、適切な指標の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(科学技術の振興)

第二十三條 国は、生物の多様性に関する科学技術の振興を図るため、野生生物の種の特性の把握、生態系の機構の解明等の研究開発の推進及びその成果の普及、試験研究の体制の整備、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十四條 国は、学校教育及び社会教育における生物の多様性に関する教育の推進、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、広報活動の充実、自然との触れ合いの場及び機会の提供等により国民の生物の多様性についての理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進)

第二十五條 国は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることから、生物の多様性に影響を及ぼす事業の実施に先立つ早い段階での配慮が重要であることにかんがみ、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、その事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施までの段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十六條 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、地球環境の保全上重要な課題であることにかんがみ、生物の多様性に関する条約等に基づく国際的な取組に主体的に参加することその他の国際的な連携の確保並びに生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十七條 地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(生物の多様性の保全に係る法律の施行状況の検討)

第二条 政府は、この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存、森林、里山、農地、湿原、干潟、河川、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全に係る法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。